

交野市集団市民健(検)診(がん検診・特定健康診査等)業務委託事業者選定に関する
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、交野市（以下、「本市」という。）が集団市民健（検）診（がん検診・特定健康診査等）の業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務を円滑に遂行するために最も適した事業者を契約候補者として選定するために行う公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1. 業務名

交野市集団市民健（検）診（がん検診・特定健康診査等）業務委託

2. 目的

本市では、交野市健康増進計画・食育推進計画（第2期）並びに交野市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画等により、疾病の早期発見・早期治療につなげるために、本市の方針・状況に応じた事業展開ができる経験豊富な事業者へ本業務を委託することを目的とする。

3. 業務概要

(1) 本業務の実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(2) 業務内容

- ① 胃がん検診
- ② 胃リスク検診
- ③ 肺がん検診・結核検診
- ④ 大腸がん検診
- ⑤ 乳がん検診
- ⑥ 子宮頸がん検診
- ⑦ 肝炎ウイルス検診
- ⑧ 前立腺がん検診
- ⑨ 特定健康診査（以下、「特定健診」という。）
- ⑩ 基本健康診査（びちびち健診）（以下、「びちびち健診」という。）
- ⑪ 風しん追加的対策業務

本業務の詳細は、交野市集団健（検）診事業（がん検診・特定健康診査等）業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 提案上限額

金【193,645,000】円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳金額) ア各がん検診等（3. (2) ①～⑧及び⑩,⑪) 120,000,000円

イ特定健診（3. (2) ⑨) 73,645,000円

見積価格は、健（検）診の単価に概算人数を乗じた総金額を明記すること。

ただし、提出の見積価格は契約時の予定金額を示すものではなく、本業務の規模を示すものであることに留意すること。また、見積価格は、上記の限度額を超えてはならない。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立を行っていない者
- (3) 交野市暴力団排除条例（平成24年交野市条例第31号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない者
- (4) プライバシーマークまたはISMS認証を取得している者
- (5) 本市の指名停止処分を受けていない者
- (6) 租税を完納している者
- (7) 過去5年間において他自治体で本業務の受託実績がある者

5. スケジュール（都合により変更する場合がある）

1	公募開始・プロポーザル実施要領等の公開 ※健やか部健康増進課ホームページに掲載	令和5年1月17日（火）
2	質問事項の締切 ※質問は、質問書（様式8）を用い、電子メールにて行うこと 回答はホームページに掲載し個別に行わない	令和5年1月24日（火） 17時まで
3	質問事項への回答	令和5年1月25日（水）
4	応募書類提出期限	令和5年2月 1日（水） 16時必着
5	一次審査（書類審査） ※応募事業者が1者であっても審査は実施する	令和5年2月16日（木）
6	第一次審査結果通知 ※書類審査の可否とともに別途通知	令和5年2月17日（金）
7	二次審査（プレゼンテーション）・最終評価	令和5年2月28日（火）
8	選定結果通知発送	令和5年3月 1日（水）
9	契約の締結	令和5年4月 3日（月）

6. 応募手続き等

(1) 書類の提出

① 以下の書類（a～d）は、各1部ずつ作成し提出すること

	様式名	様式	提出部数
a	参加表明書	様式1	1部
b	誓約書	様式2	
c	機密保持に関する覚書	様式3	
d	「プライバシーマーク」または「ISMS 認証」の取得を証すもの	取扱書のコピー等	

- ② 以下の書類（e～j）は、一冊にまとめたうえで通し番号をつけ、1部ずつホッチキスやクリップ等で留めること。

	様式名	様式	提出部数
e	業務実績調書	様式4	7部 (正本1部・副本6部)
f	実施体制調書（交野市集団市民健（検）診（がん検診・特定健康診査等）業務）	様式5	
g	実施計画書（交野市集団市民健（検）診（がん検診・特定健康診査等）業務）	様式6	
h	企画提案書（交野市集団市民健（検）診（がん検診・特定健康診査等）業務）	様式7	
i	見積書及び内訳書 ※前記3.（2）①～⑧⑩⑪と、⑨を分けて提出すること	任意	
j	事業者概要	任意	

※必要に応じ提出書類の修正・追加の提出等を求める場合がある

(2)提出期限

令和5年2月1日(水) 16時必着

(3)提出方法

健やか部健康増進課へ持参(土曜日・日曜日・祝日を除く9時から17時まで)または郵送(郵送の場合、追跡システム(問い合わせ)があるものに限る。)

(4)企画提案の辞退

書類提出後に辞退する場合は、辞退届(様式9)を郵送または持参にて令和5年2月13日(月)16時まで提出すること。

7. 審査項目及び配点等

予め定めた審査基準に則り評価を行う。

一次審査評価表

審査項目	審査の視点	配点
業務実績	本市又は、他自治体からの受託実績について様式4「業務実績調書」により評価	20
業務実施体制	業務内容や業務量に見合った人員配置がなされているか様式5「実施体制調書」により評価	25
	各健（検）診及び特定健康診査は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づいた具体的かつ現実的な仕様どおりの提案となっているか様式6「実施計画書」より評価	25
経費見積	適正な価格見積額が算定されているか(見積書及び内訳書により評価)	30

二次審査評価表

審査項目	審査の視点	配点
業務実施体制	各健(検)診の受診率向上を促す仕組みとなっているか様式7「企画提案書」①により評価	10
	受診者の継続受診を促す仕組みとなっているか様式7「企画書提案書」②により評価	10
	受診者の待ち時間の短縮や利便性の向上等の受診環境に関わる取り組みがなされているか様式7「企画提案書」③により評価	20
	事故やクレームへの対応体制を整えているか様式7「企画提案書」④により評価	20
	セキュリティ対策(個人情報保護及び安全管理)に優れているか様式7「企画提案書」⑤により評価	20
	その他、本市にとって有益な提案がなされているか様式7「企画提案書」⑥により評価	20

8. 契約候補者の選定方法

契約候補者選定にあたっては、市職員で構成する交野市集団市民健(検)診(がん検診・特定健診等)業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、一次審査(書類審査)及び二次審査(プレゼンテーション等)を受け、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

(1) 審査の手順

①一次審査(書類審査)

一次審査評価表に基づき提出書類を審査する。委員の評価点の合計を総合評価点とし、委員の評価点の平均が60点以上の者のうち上位3者を選定する。

また、応募者が3者以下の場合であっても、委員の評価点の平均が60点に達していない場合は一次審査の通過はできないものとする。

評価経過等に関する問い合わせには応じない。

審査の結果は令和5年2月17日(金)に電子メールにて通知する。

②二次審査(プレゼンテーション等)

応募者は、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションと質疑の終了後、二次審査評価表に基づき審査を行う。委員の評価点の合計を総合評価点とし、委員の評価点の平均が60点を最低基準とする。

⑦ 実施日

令和5年2月28日(火)

⑧ 実施場所

交野市役所(開始時間・場所等の詳細は、応募者に別途通知する。)

㊦ 時間

1者につき30分を割り当てる。

・プレゼンテーション 20分

・質疑・応答 10分

㊧ 内容

プレゼンテーションは、前記6. 応募手続き等(1)書類の提出②に記載の書類(e～j)に基づき、企画提案を行うものとする。

㊨ 機材等

プレゼンテーションで必要となることが考えられる機材について、電源、スクリーンは本市で用意する。その他必要となる機器(パソコン、プロジェクター、その他)は応募者で準備すること。

なお機器の使用の有無は任意であり、それを条件とするものではない。使用する場合は事前に申し出ること。

㊩ 説明者(出席者)

補助者を含めて3名までとする。

(2) 選定結果

「一次審査評価表」及び「二次審査評価表」に基づき選定委員会において審査する。

一次審査及び二次審査における各委員の総合評価点の合計で、最高得点を得た応募者を優先交渉権者とする。

なお、最高得点と同点で2人以上ある場合は、一次審査評価表の審査項目の「業務実施体制」の実施計画書(様式6)の得点が高い応募者を優先交渉権者とする。また、実施計画書(様式6)の得点も同点である場合は、一次審査評価表の審査項目の「経費見積」の得点が高い者を優先交渉権者とし、順に次点者を選定する。

(3) 審査結果通知

審査結果は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した応募者に対し、選定委員会において優先交渉権者を選定後、参加申込書に記載された連絡先へ電子メール及び郵送にて令和5年3月1日(水)に通知する。

9. 契約

- (1) 本市は、提出された企画提案書及び見積書を踏まえ、優先交渉権者と協議を行う。
- (2) 協議が整った場合、提案上限額の範囲内で、本市と委託契約を締結することとする。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行う。
- (3) 企画提案書に記載された事項は、本市が提示する各資料とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、優先交渉権者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。
- (4) 企画提案書に記載された事項が履行できなかつたときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

10. その他留意事項

- (1) 提案のための費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等については、一部情報公開の対象となる場合がある。
- (4) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。
 - ① 「4. 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類が提出期限後に到着した場合
 - ③ 必要な書類が揃っていない場合
 - ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ⑤ 見積書が上限額を超える場合
 - ⑥ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合
 - ⑦ 談合その他不正行為があった場合
- (5) 本業務の受託事業者は業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。業務の一部(主要部分を除く)を第三者に再委託する場合は、本業務の契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。また事前に再委託する業務及び再委託先等を本市に書面で提出し、承認を受けること。なお第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託事業者が負うこととする。
- (6) 参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、本業務の受付におけるその後の受付に参加することができなくなる場合がある。
- (7) 優先交渉権者通知後において、資格要件を満たさなくなった場合は、契約交渉権が取り消される場合がある。
- (8) その他、不明な点は「11. 問合せ先・提出先」まで問い合わせること。

11. 問合せ先・提出先

交野市健やか部健康増進課 担当 西元・塩原

〒576-0034 交野市天野が原町 5-5-1

TEL:072-893-6405

FAX:072-892-0525

E-Mail :kenkou@city.katano.osaka.jp